

(保 16)

平成 24 年 4 月 24 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

平成 24 年度診療報酬改定関連通知につきましては、平成 24 年 3 月 6 日付け日医発第 1114 号 (保 253) 「平成 24 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付について」等により、順次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 24 年 4 月 20 日付け「平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、平成 24 年 4 月 6 日付 (保 3) 「有床診療所における栄養管理体制の届出等について」により、有床診療所の栄養管理体制の経過措置の適用を受けるための届出をお忘れにならないよう、貴会会員へ周知方お願い申し上げ、また、平成 24 年 4 月 10 日付け (保 8) F 「施設基準の届出について」により、施設基準の届出を、4 月 1 日に遡って算定するための提出期限が 4 月 16 日とされておりますが、医療機関からの届出が遅れているとの指摘がありましたことから、改めて届出の確認をしていただくようご周知をお願いしたところでございます。

しかし、届出期間不足や周知不足等から栄養管理体制の経過措置適用の届出状況が思わしくないこともあり、当初、厚生労働省では届出期間延長等が検討されていましたが、本会からの強い申し出により、今般、平成 24 年 3 月 31 日において、栄養管理実施加算の届出を行っていない有床診療所につきましては、届出することなく平成 26 年 3 月 31 日までの間は、栄養管理体制を満たしているものとして取扱われる旨、基本診療料に係る施設基準通知 (平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号) が訂正されましたのでご報告申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について
(平 24. 4. 20 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)